記載例：許可申請

この用紙で申請する装置の数を記入。

高周波利用設備　申請書　の添付書類　（　2　装置分）　※整理番号　記載不要

「申請書」を選択。

1 工事設計	（装置の別）	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器
	第１装置 第２装置	40.68MHz	自励発振	±5kHz	100W	誘導結合	☑有　☐無

	（装置の別）	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名	(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号
	第１装置 第２装置	全部	株式会社○○	ＸＸ―ＸＸＸＸ	Ａ０００１ Ａ０００２

	(11) 高周波そ流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等	(14) その他の工事設計	(15) 添付図面
	☐ 有 注１	☐ 有	ア 遮蔽室　☑有　☐無 材料　銅箔厚さ0.07mm 構造　7m×5.5m×3m	電波法第１００条第５項において準用する同法第２８条，第３０条及び第３８条に規定する条件に合致している。	☐ ア 線路系統図 ☐ イ 装置の系統図 ☑ ウ 装置の外観を示す図又は写真
		☑ 無	イ 設備を設置する建物の構造 鉄筋コンクリート造り ３階建て ２階に設置		

ア、イを記載。
※イの記載漏れが多いです。
建物の構造、階数、設置階の３点を記載してください。

	(16) 設備規則第65条第１項における区分	(17) 定格入力電力
	第３号、総務省告示第394号第１項	1kVA

単位は「VA」、又は「kVA」で記入。

2	設置場所付近の図面	☑ 設置場所付近の建造物等の状況を示す図
3	参考事項	第１装置、第２装置新設

第１号～第７号を記載。
告示第394号にも該当する場合は第１項～第８項も記載する（ｐ４を参照）。

	フリガナ	カブシキガイシャ○○	6 設備の種別
4	氏名又は名称	株式会社○○	通信設備以外の設備
	フリガナ	トウキョウトチヨダク	
5	住所	東京都千代田区○丁目○番地○ 郵便番号　○○○－○○○○ 電話番号　○○－○○○○－○○○○	
7	設置の目的	○○○○用	
8	設置場所	宮城県仙台市青葉区○丁目○番地○　株式会社○○　宮城工場内 郵便番号　○○○－○○○○ 電話番号　○○－○○○○－○○○○ 担当者　総務　太郎	

４、５の欄には申請書に記載した申請者名と住所を記載。

9 高周波電流を通ずる線路	(1) 種別	(2) 区間	10 許可の番号	11 許可の年月日
注１			東高第　　号	

12 電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の(1)の適用条件への適合	☐ 適合している　☐ 適合していない
※備考	記載不要

注１　電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備以外は記載不要。

記載例：変更許可申請

この用紙で申請する装置の数を記入。

高周波利用設備　申請書　の添付書類　（　1　装置分）　※整理番号　記載不要

「申請書」を選択。

1 工事設計	（装置の別）	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器
	第３装置	40.68MHz	自励発振	±5kHz	100W	誘導結合	☑有　☐無

（装置の別）	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名	(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号
第３装置	全部	株式会社〇〇	ＸＸ―ＸＸＸＸ	Ａ０００３

(11) 高周波そ（注1）流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等	(14) その他の工事設計	(15) 添付図面
☐ 有	☐ 有	ア　遮蔽室　☑有　☐無 材料　銅箔厚さ0.07㎜ 構造　7m×5.5m×3m	電波法第１００条第５項において準用する同法第２８条，第３０条及び第３８条に規定する条件に合致している。	☐ ア　線路系統図 ☐ イ　装置の系統図 ☑ ウ　装置の外観を示す図又は写真
	☑ 無	イ　設備を設置する建物の構造 鉄筋コンクリート造り ３階建て ２階に設置		

ア、イを記載。
※イの記載漏れが多いです。
建物の構造、階数、設置階の３点を記載してください。

(16) 設備規則第65条第１項における区分	(17) 定格入力電力
第３号、総務省告示第394号第１項	1kVA

単位は「VA」、又は「kVA」で記入。

第１号～第７号を記載。
告示第394号にも該当する場合は第１項～第８項も記載する（ｐ４を参照）。

2　設置場所付近の図面	☐　設置場所付近の建造物等の状況を示す図
3　参考事項	第３装置取替
フリガナ	カブシキガイシャ〇〇
4　氏名又は名称	株式会社〇〇
フリガナ	トウキョウトチヨダク
5　住所	東京都千代田区〇丁目〇番地〇 郵便番号　〇〇〇－〇〇〇〇 電話番号　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
7　設置の目的	〇〇〇〇用
8　設置場所	宮城県仙台市青葉区〇丁目〇番地〇　株式会社〇〇　宮城工場内 郵便番号　〇〇〇－〇〇〇〇 電話番号　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇 担当者　総務　太郎

変更内容を記載。
例）「第〇装置増設」
「第〇装置取替」

４、５の欄には申請書に記載した申請者名と住所を記載。

9　高周波電流を通ずる線路	(1) 種別（注1）	(2) 区間	10　許可の番号	11　許可の年月日
			東高第１２３４５号	令和８年１月１日

１０，１１の欄に、許可事項証明書（旧許可状）の許可番号と許可年月日を記載。

12　電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の(1)の適用条件への適合	☐　適合している　☑　適合していない

「変更許可申請」の場合
「適合していない」にチェック。

※備考	記載不要

注１　電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備以外は記載不要。

記載例：変更届

この用紙で申請する装置の数を記入。

高周波利用設備　届出書　の添付書類　（　1　装置分）　※整理番号　記載不要

「届出書」を選択。

1 工事設計						
（装置の別）	（1）使用周波数	（2）発振方式	（3）占有周波数帯幅又は周波数変動幅	（4）高周波出力	（5）負荷と電極の結合方式	（6）装置内電源ろ波器
第３装置	40.68MHz	自励発振	±5kHz	100W	誘導結合	☑有　☐無

（装置の別）	（7）遮蔽部分	（8）機器の製造者名	（9）機器の型式又は名称	（10）機器の製造番号
第３装置	全部	株式会社○○	ＸＸ―ＸＸＸＸ	Ａ０００３

（11）高周波そく流線輪	（12）電源ろ波器	（13）遮蔽室等	（14）その他の工事設計	（15）添付図面
注１ ☐ 有	☐ 有 ☑ 無	ア　遮蔽室　☑有　☐無 材料　銅箔厚さ0.07mm 構造　7m×5.5m×3m イ　設備を設置する建物の構造 鉄筋コンクリート造り ３階建て ２階に設置	電波法第１００条第５項において準用する同法第２８条,第３０条及び第３８条に規定する条件に合致している。	☐ ア　線路系統図 ☐ イ　装置の系統図 ☐ ウ　装置の外観を示す図又は写真

ア、イを記載。
※イの記載漏れが多いです。
建物の構造、階数、設置階の３点を記載してください。

（16）設備規則第65条第１項における区分	（17）定格入力電力
第３号、総務省告示第394号第１項	1kVA

単位は「VA」、又は「kVA」で記入。

第１号～第７号を記載。
告示第394号にも該当する場合は第１項～第８項も記載する（ｐ４を参照）。

2　設置場所付近の図面	☐　設置場所付近の建造物等の状況を示す図		
3　参考事項	第３装置撤去		
フリガナ	カブシキガイシャ○○	6　設備の種別	通信設備以外の設備
4　氏名又は名称	株式会社○○		
フリガナ	トウキョウトチヨダク		
5　住所	東京都千代田区○丁目○番地○ 郵便番号　○○○－○○○○ 電話番号　○○－○○○○－○○○○		
7　設置の目的	○○○○用		
8　設置場所	宮城県仙台市青葉区○丁目○番地○　株式会社○○　宮城工場内 郵便番号　○○○－○○○○ 電話番号　○○－○○○○－○○○○ 担当者　総務　太郎		

変更内容を記載。
例）「第○装置撤去」

４、５の欄には申請書に記載した申請者名と住所を記載。

9　高周波電流を通ずる線路	（1）種別	（2）区間	10　許可の番号	11　許可の年月日
	注１		東高第１２３４５号	令和８年１月１日

12　電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の(1)の適用条件への適合	☑　適合している　☐　適合していない

１０，１１の欄に、許可事項証明書（旧許可状）の許可番号と許可年月日を記載。

「変更届」の場合
「適合している」にチェック。

※備考	記載不要

注１　電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備以外は記載不要。

「(16)　設備規則第65条第１項における区別」について

〇電波法設備規則第65条第１項にて、通信設備以外の設備の妨害波電圧等の許容値が定められておりますので、以下のどの条件に適合するか、その区別を記載してください。

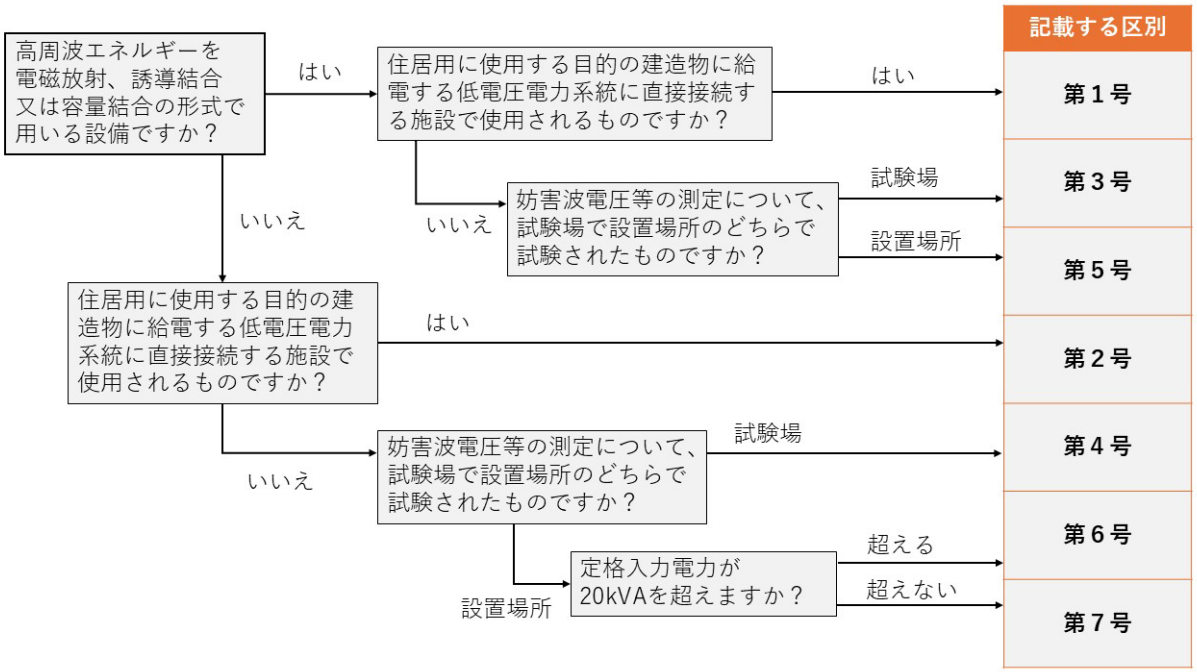

〇使用周波数や用途等が下表の区別に当てはまる場合は、許容値の特例が適用されますので、その区別も併せて記載してください。

高周波利用設備の周波数・用途	記載する区別
以下の周波数帯を使用するもの ・13.56MHz（±）6.78kHz ・27.12MHz（±）162.72kHz ・40.68MHz（±）20.34kHz ・2450MHz（±）50MHz ・5.8GHz（±）75MHz ・24.125GHz（±）125MHz	告示第394号 第1項
手術用の設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの（第1項の周波数帯を除く）	告示第394号 第2項
手術用の設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものであり、試験場で試験を行うもの（第1項の周波数帯を除く）	告示第394号 第3項
間欠動作するX線診断装置であって、試験場において試験を行うもの（第1項の周波数帯を除く）	告示第394号 第4項
非接触電力伝送装置であって、10 kHz以上150 kHz以下の周波数を利用するもの	告示第394号 第5項
非接触電力伝送装置であって、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を目的とし、450 kHz以下の周波数を利用するもの	告示第394号 第6項
マイクロ波を利用する紫外線照射装置であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるものであり、1 GHz以上の周波数を利用するもの（第1項の周波数帯を除く）	告示第394号 第7項
マイクロ波を利用する紫外線照射装置であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものであり、試験場で試験を行うもので、1 GHz以上の周波数を利用するもの（第1項の周波数帯を除く）	告示第394号 第8項